

### 3 給食

- 食事前には、給食当番はもとより児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底します。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプロン・帽子・マスク〔不織布〕等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検します。
- 食事をする時には、「机を向かい合わせにしない」、「**大声での会話を控える（声を抑えての会話は可）**」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫を行います。

### 4 部活動

- **可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。**
- 他校との交流（合同練習や練習試合等）を行う場合は、感染状況をみて慎重に協議し、保護者の理解を十分に得た上で、学校長が判断します。  
※ **ただし、感染急増圏域（赤圏域）との交流はできません。**
- **活動中は、熱中症対策を優先し、マスクを外して活動します。**

《大会参加について》

- ・ **大会参加については、特に制限はしません。感染状況をみて慎重に協議し、保護者の理解を十分に得た上で、学校長が判断します。**  
※ 大会参加中だけでなく、移動する車中内等、それ以外の場面でも感染症対策を徹底します。

### 5 出席停止 ※ 「出席停止」とは、欠席の扱いにならないことです。

- 出席停止の取り扱いとなる対象は以下のとおりです。

- ・ 児童生徒が感染した場合
- ・ 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
- ・ 児童生徒の家族が濃厚接触者に指定され、児童生徒が自宅で様子を見る場合
- ・ 児童生徒が発熱などの風邪症状がある場合
- ・ 対象児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合、また、接種後の副反応による体調不良が認められる場合

※ **上記以外の場合については、学校に相談をお願いします。**

※ 児童生徒が感染した場合や濃厚接触者等に指定された場合の出席停止の期間については、保健所や医療機関、及び学校の指示に従ってください。

※ 学級閉鎖になった児童の兄弟姉妹の登校については、保護者の方のご判断とします。登校しない場合は欠席ではなく出席停止扱いになります。